

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案について意見を述べさせていただきます。</p> <p>現在、弊社では海実第 2930 号及び海実第 2931 号にて周波数 427.2MHz の特定実験試験局の免許を受けており、財団法人岐阜県研究開発財団の平成 24 年度産学官共同研究助成金事業に採択された無人ヘリコプターの開発に不可欠な各種テレメトリデータの取得、テレコントロールの通信方法及びその精度向上についての長期研究を行っています。</p> <p>今回の告示案では 426.9MHz～427.5MHz の東海総合通信局管内及び北海道総合通信局管内の移動範囲が「陸上での使用に限る」と変更されており、今後同様の免許を受ける際は、上空での使用が出来なくなってしまう。</p> <p>無人ヘリコプターの安全運用技術向上のため、無線機器故障時の予備増設や、双方向通信実験のための増設を今後行う予定であり、東海総合通信局管内及び北海道総合通信局管内の移動範囲を「陸上及びその上空での使用に限る。」に戻していただきたく思います。</p> <p>多額の費用をかけ、現在使用している無線機器の開発を行いましたので、他の周波数への変更は困難な状況です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NFS】</p>	<p>特定実験試験局に使用可能な周波数の範囲等は、あらかじめ混信の可能性がない周波数の範囲等を選定し、公示しています。</p> <p>当該周波数帯の移動範囲を「陸上及びその上空」とすることは、他の無線システムとの混信の可能性があることから、できません。</p> <p>公示する周波数の範囲等に当てはまらない案件につきましては、北海道総合通信局及び東海総合通信局に御相談ください。</p> <p>なお、特定実験試験局用に公示している周波数の範囲等は、将来的に他のシステムに使用する可能性が高いため、周波数の使用期間は短期間であり、使用可能期限を過ぎた場合は使えなくなります。</p>